



地域に根ざした相談体制のあり方を考える

～権利擁護センターの立ち上げ・富谷町社会福祉協議会の取り組み～

近年、認知症などが原因で判断能力が低下した高齢者を狙った犯罪による深刻な被害が、多く報じられています。そんな被害から、その方々の権利を守るための支援のひとつとして権利擁護の重要性がクローズアップされています。県内においても、高齢社会が進展していく中で、権利擁護の必要性は今後もますます高まると言えるでしょう。今回は、まだ表面化していない潜在的な課題にも対応できるようにと、あり方が強化され、平成25年12月から権利擁護センターを立ち上げた富谷町社会福祉協議会の権利擁護事業の取り組みについて取材しました。

「富谷町社会福祉協議会 権利擁護センター」の立ち上げ

平成25年12月1日から、富谷町社会福祉協議会（以下、社協）では、富谷町社会福祉協議会権利擁護センター（以下、権利擁護センター）を立ち上げました。今行なっている支援制度では対応しきれない、行政・民間のサービスにも該当しない、制度のすき間から漏れ、適切な支援に結び付けられないまま孤立してしまっている潜在的なケースがある実態に対し、社協としても何かアプローチが出来ないかと、権利擁護事業の見直しと強化が行われ、6回の成年後見サポート推進協議会を経てスタートしました。

権利擁護センターは、地域の相談窓口として、大きく分けて次の3つの機能を果たします。

一つ目は、「成年後見制度の相談・援助に関すること」。これは、支援を必要とする住民が地域で自立した生活が送れるよう、地域包括支援センターなどとの関係機関と連携しながら、成年後見制度利用の支援を行うものです。二つ目に、「日常生活自立支援事業（まもりーぶ）」。

「に勝る治療はない」ということと富谷町社協事務局次長の佐々さんはお話し下さいました。これから迎える近い将来、本格的な高齢人口の増加を予想し、まだ深刻化していない今のうちから整備体制を整え、十分に機能するように準備しておくこと、将来想定される問題に目を向けて、今だからこそ出来る社協としての取り組みを行うことの必要性を、併せてお話し頂きました。

「社協に求められる迅速な対応」への要請が強い中、社協の取り組み

権利擁護の問題に対するアプローチには、迅速さが求められるといえます。成年後見制度や権利擁護事業のサービス利用に該当する当事者だけでなくその家族の問題も絡み合うなど、複数の深刻な課題が混在するケースも少なくありません。「誰が・いつ・どのように入っていくか迷ってしまう」という課題が大きくなってしまっている事例もありました。だからこそ、地域に馴染み、様々な関係機関と広くネットワークを持つ社協の中に権利擁護に関する専門の相談窓口を

設け、適切な支援に迅速に繋いでいけるように、機能していくことが大切だと思えます」と佐々さんはその思いを語って下さいました。また、権利擁護センターについて、佐々さんは「社協で解決しなくても、社協に相談すればどこかに繋がるという安心感を持ってもらえたら」という思いを述べられます。町の社協の中で、権利擁護センターが機能していくことで、支援を必要とする地域住民に、どこかの支援機関に繋がる安心感を与えられる存在になっていくことが、これまでの取り組みの中で見えてきています。立ち上げから、9か月が過ぎた権利擁護センター。相談件数はまだそれほど多くはありませんが、権利擁護センターの存在が地域に浸透していくにつれ、今後その需要はますます高まっていくことが予想されます。権利擁護センターの周知に向けて、これまでも富谷町全戸配布の社協広報誌や、社協パンフレットに掲載してきました。地域社会に根ざした相談窓口として浸透していくように、地域住民に広く知ってもらう取り組みを、今後も積極的に進めていきたいと、佐々さんはお話します。

今後、高齢人口・一人暮らし世帯



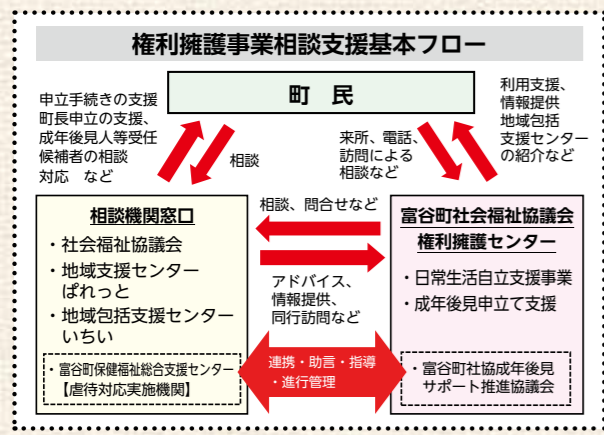
センター立ち上げに向けてまずはじめに、理事を対象とした富谷町社協役員研修会が行われました。



3か月に一度開催される成年後見サポート推進協議会。具体的なケース検討が行われ、支援の方向性についてなどが話し合われます。

自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用契約を結んだり、利用料の支払いをすることを一人で行うことが困難な方をサポートするものです。そして三つ目に、「成年後見サポート推進協議会の運営」。こ

の増加が見込まれる中で、成年後見や権利擁護のあり方を考えていく必要性はどの地域においてもより一層不可欠なものになるといえるでしょう。成年後見や権利擁護という表面化しにくい難しい問題に対し、どのようにアプローチし相談体制を整えていくか、地域全体の視点で考えていくことが求められるのだと思えます。予防的な視点で、取り組みを強化した権利擁護センター。その取り組みはまだ始まったばかりですが、先を見据えて歩みだした取り組みの今後の展開に期待が高まります。（宮城県社協 取材）

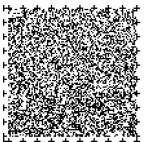


ボランティア・福祉活動行事保険をご利用ください

日帰りの行事中に参加者や主催者がケガをした場合の「傷害保険」と主催者が法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」の2つの補償がセットになった保険です。福祉活動を目的とした団体・福祉的な活動のための保険です。団体性・行事内容により、お引き受けのできない場合もございますので、ご注意ください。

★日帰り行事の場合には、内容により保険料が異なります。

A区分	高齢者スポーツ大会、お茶のみ会、各種教室など	30円
B区分	運動会、日帰りキャンプ、サイクリングなど	135円
C区分	サッカー、ラグビー、スキーなど	264円



お問合せ先
 みやぎボランティア総合センター TEL 022-266-3951
 三井住友海上火災保険株式会社 TEL 022-221-3171
 (株)オンワード・マエノ TEL 022-762-9915

この制度の各補償は宮城県社会福祉協議会が保険会社と締結した保険約款により行います。



ご不明の点はお問合せください!

「自分たちの地域を、予防・つづきの取り組み」

県内でもっとも高齢化率が低いと言われる富谷町。高齢者の比較的少ないとされる地域において、なぜ権利擁護事業のあり方が見直され、強化されるに至ったのか。その理由は、これから迎える高齢人口の増加に備えた「予防」としての取り組みであるといえます。「若い世代の転入が多い富谷町。現在は低いとされる高齢化率も、時間の経過とともに増加することが予想されます。今は、そのための準備期間として捉え、5年〜10年早く取り組み始めただけです。予防

れは、6名の委員（弁護士や司法書士、行政書士などの専門家）で構成され、定例会議やケース検討会などを通して、富谷町における相談支援機能の充実と、法人後見制度や日常生活自立支援事業の円滑な活用を図るために設置しています。これらの機能を社協で担うものとして立ち上がったのが富谷町社協における権利擁護センターとなります。

